

# パパ・ママ応援ショップ優待カード 対象世帯を拡大

問合せ／子ども家庭課  
内線2450

市と埼玉県では、子育て世帯が「優待カード」を協賛店で提示すると割引などのサービスが受けられる「パパ・ママ応援ショップ事業」を実施しています。この度、「優待カード」をもらえる世帯が、「18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子や、妊娠中の人がいる世帯」に拡大しました。

## パパ・ママ応援ショップ優待カードとは

協賛店で優待カードを提示すると、割引などのサービスが受けられる子育て家庭への優待制度です。



**対象**／18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子や、妊娠中の人がいる世帯

**配布**／新たにカードを受け取ることができる世帯には、お子さんが通う高校などを通じて配布します。県外の高校などに通っている場合は、お子さんの生年月日が確認できるもの（お子さんの保険証・母子手帳など）を持参のうえ、子ども家庭課または、柳瀬川・志木駅前出張所へ。

なお、中学校修了までのお子さんがいる世帯の人は、引き続きお手持ちの優待カードを利用できます。

※詳しくは、子ども家庭課にお問い合わせいただくか、埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト[<http://www.saitama-support.jp/>]をご覧ください。



▲協賛店や内容はコチラから

# 重度心身障がい者医療費助成制度

問合せ／福祉課 内線2416

市では、重度心身障がい者が病院などで診療を受けた場合に、保険診療の一部負担金などを助成しています。

## 重度心身障がい者医療費受給者証が更新されます

現在の重度心身障がい者医療費受給者証（オレンジ色で、後期高齢者医療保険加入者以外の人）の有効期間は、9月30日（土）までです。

また、後期高齢者医療保険加入者の受給者証（黄色）は、終期のないものになっていますが、今回、オレンジ色の受給者証の更新にあわせて、平成29年10月1日から平成34年9月30日までの5年間の有効期間を明記したものに切り替えます。

該当者には、受給資格登録申請書と新しい受給者証を9月中旬に送付しますので、10月31日（火）までに、受給資格登録申請書に必要事項をご記入のうえ、旧受給者証と健康保険被保険者証のコピー（後期高齢者医療保険加入者は除く）とあわせて返信用封筒にてご返送ください。

## 助成制度の利用について

**対象者**／重度心身障がい者医療費受給資格のある人（後期高齢者医療保険加入者は除く）

**利用方法**／病院などの窓口にて、健康保険被保険者証、重度心身障がい者医療費受給者証を提示（内容は下表のとおり）

受診地域	診療項目	区分	説明
志木市、朝霞市 和光市、新座市 富士見市、 ふじみ野市、 三芳町	【外来】 医科、歯科、 薬局、接骨院など	現物給付 【窓口払いなし】	●診療一部負担金の窓口払いはありません。 ●入院を除く医療費で1か月あたりの金額が21,000円未満に限ります。 ●現物給付を行っていない医療機関もありますので受診の際は医療機関などで必ずお尋ねください。
	【入院】		●保険診療一部負担金分を申請後に支給します。 ●他の公費負担や健康保険から、高額療養費や付加給付などが支払われる場合は、確定後支給します。 ※随時、受付します。申請書に1か月分の領収書をまとめて添付し、ご提出ください。
他の地域	【入院】【外来】 医科、歯科、 薬局、接骨院など	償還払い 【窓口払いあり】	